

11 施行規則別表第1の5の項の(7)又は(8)に掲げる事業（以下「太陽電池発電所事業」という。）

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素		歴史的文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境	土壌に係る環境その他の環境				動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		文化財
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤	その他	建設工事に伴う副産物						廃棄物	文化財	
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○								○					
	造成等の施工による一時的な影響				○			○	○	○	○		○				○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○			○		○
	施設の稼働		○														

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する太陽電池発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
    - 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
    - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成及び整地を行うこと。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。
    - 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行うこと。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。